今日の講義：フランスの新しい生活保護

1988/12/1 社会参入最低所得手当(RMI：Revenu Minimum d'Insertion)から
2009/6/1 積極的連帯手当（**RSA** ：revenu de solidarité active）へ

リモートの 4,6 で日本の生活保護制度について話しましたが、戦後の日本にマッカーサーの進駐軍が降り立ち、「ゆりかごから墓場まで」という、当時の戦勝国イギリス発の、戦後復興を目指す社会保障の構想に従って福祉制度を作り、戦後復興をという命令でした。

１．その考え方を受け入れた日本の生活保護

日本の生活保護法の 4 つの基本原理（国がこの考えで戦後の疲弊した国民を救済せよ）

①国家責任による最低生活保障の原理

国は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

②保護請求権無差別平等の原理

性別、社会的身分等はもとより、生活困窮におちいった原因を一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという事実、経済状態だけに着目して、保護を開始します。

③健康で文化的な最低生活保障の原理

憲法で定められた、健康で文化的な生活水準を維持することができる、最低限度の生活保障がなされます。

④保護の補足性の原理　生活保護は最後の手段・他法優先

自分の資産、能力、その他あらゆるものを活用し、さらに私的扶養及び他の法律による給付を優先して活用し、それでも最低限度の生活が維持できない場合、その不足分を補います。

しかし、国民サイドでは、

①生活保護を受給する場合は、世間には隠しておきたい、収入や資産チェックをされて受給する生活保護には不名誉感があり、国民みんなが使いたくはない

②でも日本が不安定雇用社会となり、大企業の生産工場は海外移転して安定雇用層で居られる国民が少なくなっている。貧困化する中で生活保護申請は増加中

日本の生活保護法は扶養義務を 3 親等迄問い合わせをする、戦前の家制度の名残というのか、親族扶養を求めるので、貧困でも国民は我慢になる。また稼得能力、働ける能力の有無の判断は役所の裁量が大きく、申請者は弱いなど。できれば使いたくない制度になっている。

―不安定雇用社会になっている日本なので、生活保護制度を利用しやすくするには？ー

②　フランスの新しい生活保護制度・世界でも初めての考え方

フランスでは、日本よりも早く、企業の海外移転の動き→1970 年代には大失業時代、
不安定雇用社会が始まった中で、当時の左派政権（ミッテラン）に対して、キリスト教の

神父さん、保守系の人達の方から「新しい貧困」の議論が起こる。今までのフランス（栄光のフランス）とは違い、普通の人が貧困に襲われる時代になっている、

「新しい貧困」＝社会的排除がやってきた。

※**1987/02** ウレザンスキーレポート（当時人口 5700 万の仏国国民の中で 250 万が貧困）

CES(経済社会評議会）で賛成 154・棄権 40 の圧倒的多数で採択された。

現在の日本で考えれば、首都圏と大阪圏の人口、その数の貧困の広がりが指摘され、いろいろな報告書を政府機関が纏め、認めてゆき、国民的な議論になって行った。

1988/05　大統領選挙・熱心で無かったミッテランは世論に押されて、公約化して勝利

12/01　RMI 制定→翌年 1989 年申請者 335,675 人、1990 年は 20%増・

国民に期待され、みんな使いたく待っていた制度。

しかし、金銭給付される制度と言っても、国の参入委員会と受給者国民は契約を結ぶ

求職活動をするなど、いろいろな内容を、国と利用者が契約してスタートする形。

でその求職活動の実績、努力が無いと、受給権は没収される。

戦後の「ゆりかごから墓場まで」の時代、完全雇用（国民全体に安定雇用を実現）が目指された時代が過ぎて、フランスでは時代は変わった事を国民全体で認め、新生活保護へ。

☆何が違うか？（今までとは違い、**国民の誰でもが陥る「新しい貧困」**がやってきた）

新しい生活保保は　①の働き盛りに国民の失業に備えて

②収入チェックはするけれど、他の扶養義務や稼得能力は問わない

③失業生活を支え求職活動を支えるため、所得を保障して求職活動へ

当時の政権はミッテラン首相（左派だが国会議員の反対はたった 3 名・保革を超えた）

ミッテラン（1981 年 5 月から）は世論に押された。県レベルでエレミが実施されていたのを参考に、選挙後すぐに制定、どっと申請者が押し寄せた。

「新しい貧困層(nouveaux pauvres)」と呼ばれるこれらの人々は、人道主義的運動の取り組みもあって国民の同情を集め、国民的連帯に基づいての対応が模索された。ミッテラン(MITTERRAND François)大統領(当時)は、2 期目の再選を目指す選挙戦（選挙は同年 4 月 25 日と 5 月 8 日に投票が行われた。）の最中に「フランス国民への手紙(1988 年 4 月 11 日)」を発表し、「新しい貧困層」を「私たちの社会に見捨てられ、失業の苦難のもとにさらされている人びと」であり、また「犠牲者」であるとして、「多くを持てる者は、何も持たざる者を救済するものだということを、フランス国民は理解できるはずです」と、彼らの生存を公的に支えることは、国民の責務であると訴えた。

こうした訴えもあり、新しい貧困層に対する公的救済措置の創設に賛成の意を現す国民は 9 割近くにも達した。1988 年 12 月国会通過、即 12 月実施へ。

③　RMI（1988）の政策・その中身

申請をしやすく、他制度の窓口（住宅や医療や求職制度など）と連携しやすく、役所の窓口も隣り合わせ、利用者の利便に配慮している。住所が無い国民（ホームレス）などでも地域の相談する民間団体などに登録して、申請できるなど、工夫してある。

公的な仕事（日本でも公園の掃除とか、昔の失対事業的な仕事）を斡旋して、若い仕事経験の乏しい人も引き籠らずに、社会に出てもらう工夫もあり。地域の相談所にはソーシャルワーカーが配置されていて、一緒に申請をしたり、協力してくれる体制がある。

しかし支給金額的には最低保証。そして働けばその給料は没収される。なので働く意欲が出ないと言う批判が大きかった。そこで次の改革した制度 RAS（2009/06/01）では改善へと動いた。RMI は、できるだけ入りやすく、出やすい制度が望ましいとして、それを実現したのだが、不安定雇用社会になり、なかなか雇用される事は難しく、失業率は高止まりのままで推移。（ひとり親の場合は、年齢制限なく受給できる、ホームレス状態でも申請出来て、住宅確保も申請できるなど、今の日本のひとり親の貧困問題や、引き籠もり、5080 問題には参考になる制度かもしれない。）

④　他制度との連携

・連帯雇用契約（Contrats emploi-solidarite: CES）・（公的部門で働く）1989 年に雇用政策

・国民生活の基盤となる住宅制度：ベッソン法が追いかけるように 1990/05 制定

当時の公的賃貸住宅の改革も視野に入り、住宅問題は RMI と同じ姿勢で取り組まれた。ウレザンスキーレポートを出した神父さんも、ホームレス支援関連団体のトップだった。

当事者の立場、生活実態を踏まえて、実際に必要な措置が繰り出されている。

・医療制度：1991 年財源を確保**一般化社会拠出金(CSG)を制定している。保革が協力して取り組んで、財源確保の途をつけながらの、新しい生活保護制度を、役所の各組織横断で進めており、政権交代しても、保革が統一しての政策として頓挫しないで進んでいる。**

雇用促進と収入増による消費の拡大も目指すなど、福祉制度の経済効果を勘案するなど、国民生活を多面的に捉えて、政治面・国民経済面・家族生活面など、それらの中にある国民生活の実態把握しながら、必要な政策を打ち出す。当事者の生活を知ったうえでの政策布陣、各制度間の連携体制が見えるような気がする。これがフランスの少子化脱出（特殊出生率は 2.0 を超えている）の理由なのではないか。

連帯について：独特の表現なので、「連帯」という事の理解が難しい。

参考）18191907.pdf (ipss.go.jp)　柴田洋二郎　・　都留民子『フランスの貧困と社会保護（参入最低限所得（RMI）への途とその経験)』法律文化社　2007 年 11 月 30 日　など